



## 県教育ビジョンの次期実行計画について（平成 21 年 6 月定例会）

昨年 7 月、国においては、教育基本法に基づき、今後の教育改革の全体像を示す「教育振興基本計画」が閣議決定されました。教育振興基本計画は、教育基本法の教育理念が具体的に事業化され、実施されることの基本となるものであり、その主な項目として、道德教育の推進や、伝統・文化等に関する教育の推進などが盛り込まれております。

また、教育基本法の第 17 条には、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、独自の教育振興基本計画を定めるよう努めなければならない」とあり、これまでの国等における教育改革が生かされるか否かは、各都道府県が策定する教育振興基本計画の内容如何によることになりました。

一方、本県では、現在、平成 18 年に策定した県教育ビジョンの実行計画である「第 2 期重点プロジェクト推進計画」等に基づき、知徳体のバランスのとれた質の高い教育の実現など 4 つの視点に立って、県独自の教育改革に取り組んでおられます。本年度はその推進計画の最終年となっていることから、県教委においては、次期実行計画の策定作業に着手されていると伺っております。

県教委では、このような新教育基本法や教育振興基本計画が策定される中、県教育ビジョンの新たな実行計画をどのように策定されようとしているのか、ご所見をお伺いいたします。

### 【教育長答弁】

県教委では、国の教育振興基本計画や住み良さ日本一元気県づくりの加速化プランの策定を踏まえまして、本県教育改革の加速化を図るために、現在、新たな実行計画の策定を進めております。

具体的には、一人ひとりの夢の実現という基本目標や、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を引き続き目指しますとともに、夢や目標を持ち、意欲を育むキャリア教育や、社会や他者との関係を築いていくためのコミュニケーション能力の育成などを軸として、教育活動全体を強化する方向で検討をしております。

また、規範意識やふるさとへの誇りと愛着を持った豊かな心を育むことが重要でありますことから、道德教育や伝統・文化に関する教育の充実を図りますとともに、言語活動、理数教育、体験活動、外国語教育、職業教育等についても、校種ごとの内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

計画につきましては、今後、県議会の皆様をはじめ、学識経験者、市町教委、学校現場等からの意見もお聞きしながら、パブリックコメントを実施した上で、策定・公表することとしております。